

2 消費者教育の状況

1人でも多くの消費者が知識を身につけ、消費生活トラブルを未然に防止し、また消費生活トラブルにあったときに適切に対処できる力を身につけるため、ライフステージに応じた消費者教育の機会を提供しています。また、見守りの観点から情報提供や情報共有することにより、地域における見守り力向上を目指しています。

(1) 講座・セミナー・イベント

消費生活トラブルなどを防ぐための必要な知識を学ぶことができるよう、さまざまな専門家を講師としてまねく「くらしのセミナー」を開催しています。また、各種イベントと共催し「消費生活フェア」や「リサイクル教室」として、クイズや体験型のブースを出展することで、さまざまな年代に幅広く学ぶ機会を提供しています。

また、市民グループ、地域団体、学校などの依頼により、消費生活相談員や職員が講師を務める「出前講座」も実施しています。民生児童委員*やシルバー人材センターなど、地域のさまざまな団体から、高齢者向けの講座や、見守る立場の方への講座を依頼されることも多くあります。県立特別支援学校においては、学校と協力しながら、高校2年生、3年生を対象に、障がいのある生徒が社会に出た時にあいやすい消費生活トラブルを中心に授業を行っています。

平成29年度より、身近な地域の消費生活トラブルを防ぐために、新たに「消費生活サポーター*」の講座を実施しています。契約のルールや消費者を守る法律、見守りの観点などを学び、可能な範囲での見守りや、困っている方へ消費生活センターを案内するなどの役割を担っています。

消費者教育講座の参加状況

単位：人

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出前講座（集会所講座を含む）	233	327	328	499	657
くらしのセミナー	46	94	61	120	116
消費生活フェア	341	218	520	1181	889
リサイクル教室	5	623	941	993	725

くらしのセミナー

消費生活トラブルを防ぐために、必要な基礎知識や、最新の消費生活情報を学ぶことができるよう、毎年テーマを変えて実施しています。



【平成 30 年度】

第 1 回 電子マネー & 仮想通貨の表と裏「見えないお金」の仕組みとトラブル

第 2 回 食卓に並ぶ食品表示～「和牛」と「国産牛」の違い言えますか？～

第 3 回 危険はすぐそばに。製品事故を知る

【平成 29 年度】

第 1 回 わかっていてもだまされる？！

～相手と自分の心理を知って消費生活トラブルから身を守る～

第 2 回 自分らしく生きる！終活*のすすめ

消費生活フェア

●福祉フェア

「学んで防ごう！くらしの中の契約トラブル」をテーマに、契約に関するクイズを出題。回答者に消費生活啓発グッズを配布しました。（令和元年度）



●こどもフェスティバル

「お買い物チャレンジコーナー」を出展。限られたお金の中で、何をどのように購入するのかなど、お金の大切さや使い方について、保護者と一緒に考えながらお買い物を体験できる機会を提供しました。



消費生活サポーター講座

身近な地域の消費生活トラブルを防ぐために、「①可能な範囲での、地域での目配り、気配り、見守り、②困っている方へ消費生活センターを案内、③地域で起きている消費生活トラブル情報を消費生活センターへ提供」という役割を担っています。



●登録者数：24人（平成30年度まで）

●講座メニュー（一例）

1. 事例から学ぶ！よくある消費生活トラブル
2. 消費者を守る法律
3. キャッシュレス時代到来！？～決裁の種類と仕組みを学ぶ～（公開セミナー）
4. だまされないで！特殊詐欺*～実態と予防策～
5. 知っておきたい情報通信サービストラブル
6. 事例から考えよう！気づきと見守り
7. 啓発手法を学ぼう！

等

（２）情報提供

高齢者の相談窓口である高齢者生活支援センター*や各種イベントで啓発チラシ等を配布しているほか、コープこうべ及び西宮市と協働で、最新の消費生活トラブルを載せた啓発チラシを夕食宅配サービス*時に配布し、消費生活トラブルの未然防止に向けた取組を実施しています。

子ども・若者向けには、子どもの事故予防に関する啓発パンフレットを市内幼稚園や保育所に配布しています。また、成人式などで若者があいやすいトラブルの啓発リーフレットを配布し、成人年齢前後に必要な知識を提供しています。

障がいのある人やその支援者向けには、障がいのある人があいやすいトラブルや消費生活相談窓口である消費生活センターを掲載したリーフレットを音声コード*付きで作成し、庁内の福祉担当課窓口、権利擁護支援センター*、社会福祉協議会等へ配布するとともに、市民後見人*活動マニュアルにおいても、消費生活相談窓口として消費生活センターを掲載し、周知しています。

外国人向けには、外国人向けの市広報紙に、関連する消費生活トラブルについて掲載し、注意喚起するとともに、国際交流協会*と連携し、消費生活トラブルについて4か国語で記載した外国人向けのチラシを、潮芦屋交流センター*に配架しています。

詐欺未遂や悪質商法について、市民から消費生活センターや行政窓口に通報があった場合は、市のホームページや、SNS、民間情報サイトなどにより最新の情報を市民に発信し、トラブルを未然に防ぐよう努めています。

ツイッター*による情報発信

芦屋市くらしの安全情報 (@ashiya_safelife)



市内の生活安全や消費生活に関する情報を発信！

#市内の犯罪情報 #よくある契約トラブル

#流行の手口 #セミナー情報 など



●フォロワー数：166人、ツイート数：135件（R1.11.20現在）

訪問販売お断りシール

悪質な訪問販売などを未然に防ぐために、玄関先や門扉に貼ることができる訪問販売お断りシールを作成し、出前講座や各種イベント、消費生活センターで無料配布しています。

